

しるべ通信

第22号(創立45周年記念号)

弁護士法人しるべ総合法律事務所 令和6年3月1日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご挨拶

私どもの事務所は、昭和54年2月に大脇鷺見合同法律事務所として発足して以来、皆様の多大なご支援をいただき、お蔭様で本年2月創立45周年を迎えました。皆様のご厚情に厚く御礼申し上げます。

私どもの事務所は、平成21年4月、相羽・谷口・原田の3弁護士が代表パートナーとなるとともに、創設者大脇・鷺見両弁護士がシニアパートナーとなって控え、名称を「しるべ総合法律事務所」と改めました。皆様方のよい道しるべになるべく研鑽を重ねる事務所であることを表す名称にしております。その後平成27年成瀬が、令和元年に渡邊弁護士がパートナーに加わり、パートナーの数が多くなったことから令和4年4月1日をもって法人化し、事務所名も「弁護士法人しるべ総合法律事務所」と称することになりました。代表社員も若返りを図って成瀬が勤めることとなりましたが、パートナー6名による絶妙のチームワークで一層の業務の展開を図っております。

このしるべ通信はコロナ禍の令和3年10月発行の第21号を最後にしばらく休刊していましたが、この度事務所創立45周年を迎えるに当たり、復刊することとなりました。皆様の中から待ち遠しいというお声もいただいております。内心忸怩たる思いもございましたが、何とか発行を再開できました。今号は弁護士法人しるべ総合法律事務所として初めての発行ですが、残念ながら従前と内容が大幅に変わったというわけではありません。皆様方にちょっとした法律的問題や弁護士らの趣味をお知らせすることで、お楽しみいただけるひとときをご提供することによって法律問題にも何らかの関心をお持ちいただけたら幸いと考えて続けてきているだけです。今後は何とか皆様方のご要望を反映した内容とするとともに、定期的に発行できないかと模索しているところです。

今号の話題には、地球温暖化に関する記事が重なっております。現在自然環境の喫緊の課題として避けては通れないとの考えによります。法律家として直ちに行動できることは僅かではありますが、皆様方とともに常日頃から地球温暖化の現状を意識することによって少しでも温暖化防止の活動につながられれば幸いです。暖かい目で支援していただければこの上ない幸せと思います。

(弁護士 成瀬 玲)

法窓漫筆

「失言、放言」ちょっとご注意

弁護士 宮 本 増

失言放言癖があるという自民党麻生副総裁の発言が物議を醸している。同氏が1月末、福岡での政治講演会で上川陽子外務大臣について「決して美人とは言わないが、英語も素晴らしいし、外務省の役人も驚いている。たいしたおばさんだ。」と言うようなことをしゃべったが、女性の容姿に触れたうえで、たいしたおばさんと揶揄するような表現が不適切であるというのが問題らしい。麻生氏は失言、放言が多いとかで、「アルツハイマーの人でも分かる。」など前科があり、その講演会には、これを狙って多数のマスコミ関係者が集まるとのことだが、祖父に当たる吉田茂元首相が国会で「バカヤロウ」とつぶやいて国会を解散させてしまった血を引いているのかもしれない。

人前で言うべきではない不適切な発言を、うっかりすれば失言、確信をもって言い放せば放言となるらしいが、これらは憲法で保障される言論表現の自由という基本的人権の埒外にあって、たとえそれが本音であり、あるいは真実であっても許されず、場合によっては民法上の不法行為になり、刑事的には名誉毀損や侮辱の罪になるということである。

このように書いてくると仰々しいが、そもそも古来から人間にとって「もの言わざるは腹ふくるるわざ」であり、言いたいことも言えないのは不健康のもとと説明する医者もいる。そんなこともあって、言論表現との兼ね合いを考えると、失言放言がどこまで許されるかという線引きは極めて難しく、評価するその人のよって立つ立場によって異なってくるというのが実際のようなのである。ただ、近時は、失言放言は許さずの範囲が拡大し、言論表現の自由の領域が次第に狭まってきているというのが私の感覚である。これが望ましい傾向かどうかはこれまた人様々であるが、現実には些細な言葉にも傷つく人があり、SNSの進歩で被害はますます深刻になっており、その一方で、ギスギスした世の中で言いたいことも言えない窮屈さは、潤滑油を失った機械のようで、「とにかくこの世は住みにくい」といったつぶやきになっているようである。

そこで、私なりの結論であるが、公人という立場の人は、たとえ本音であってもその時々々の社会の情勢や価値観に注意し、それを不愉快に感じたり、傷つく人があるときは、そうした言辞は控えるべきであるが、その一方で、些細な失言放言を鬼の首を取ったように罵詈雑言で批判するのもいがかかと思うのである。私人の場合は公人ほどではないにしても、時と場合によるが、本音であり真実であればかまわないということにはならない。余りひどいときは、損害賠償や刑事罰が待っているのである。近時、市井の片隅にいても伝播拡散力は著しい。嘗て愛唱された笠置シズ子の「買物ブギ」の歌詞の一節が、現在は消されてしまい、懐メロでも、歌手はその節では口をとぎして唱っているが、現在の社会情勢や価値観からするとやむを得ないことだろう。「失言、放言」にはちょっとご注意をである。

アンモニアなどの代替燃料は地球温暖化を防ぐ燃料たり得るか

弁護士 谷 口 優

1 なぜアンモニアか

20世紀になって自動車が爆発的に普及したことで、自動車の排煙に含まれる公害物質であるSO_x(硫黄酸化物)、NO_x(窒素酸化物)をどうするのが大問題で、それを除去することが大きなテーマでしたが、高性能な触媒装置を車に搭載することによりそれは克服され、自動車から上記物質を含む有毒ガスはほぼ排出されなくなって、人の健康に対する脅威ではなくなっています。ところで、21世紀に地球規模で問題となっているのは地球温暖化であり、その元凶は空気中の二酸化炭素等温室効果ガスの飛躍的な増加です。2015年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意され、翌2016年11月に発効した「パリ協定」により、温室効果ガスの削減及び増加を防ぐために各国にその排出制限を課するなどして対応しようとしています。しかし依然として各国で火力発電の占める割合は高く、年々火力発電のための石炭、石油など化石燃料の燃焼によるCO₂の増加を抑制することは余りすすんでいないのが現状です。

火力発電に変わる手段としてクリーンエネルギーを生み出す水力発電、太陽光発電、地熱発電、風力発電、原子力発電(以下「水力発電等」と言います)の増設が検討されています。しかし、これらは、今後の発電に二酸化炭素を発生させない方法として検討されているだけで、現在存在している二酸化炭素を除去し、固形化するなどのプラント(設備)は開発されていません。

固形化とは、二酸化炭素を急速に冷凍し、ドライアイス化することですが、固形化によりその体積が数百分の一に凝縮され、大気中の二酸化炭素は減少することになります。けれども、どのようにして二酸化炭素を含む高温のガスを低温度に下げられるのか、どのようにしてこれを保管するのも大きな問題となりますが、何よりも固形化のために電気エネルギーを利用するとすれば膨大な電気が必要となり、クリーンな発電施設がもっとも必要になります。世界に現存する水力発電等では、とても十分であるとは言えません。原子力発電所を増設することは特に地震大国の我が国においては危惧を感ずし、昨今の国際紛争では原子力施設の爆破などの危険性も低くはありません。化石燃料を用いた火力発電は世界中で今後当分存続するでしょう。

火力発電が主流な発電であり、それを停止することができないならば、要は炭素を含まない原料を燃焼させれば二酸化炭素の増加は防げるのだから、燃やす原料を石炭、石油に代わるものを用いればよいとして、種々の検討が行われています。その開発として、植物油その他人工燃料の開発が現実に行われ一部で使われていますが、コストが高く、潤沢な利用は将来の課題です。

この二酸化炭素を排出しない物質として、アンモニア(NH₃)が脚光を浴びています。化

学式からわかるように炭素Cを含まないので、燃焼させても二酸化炭素を発生させないからです。現在アンモニアは主に肥料として世界的に利用されています。アンモニアを製造している国から輸入する場合、船舶に貯蔵して運送することも可能とのこと。アンモニアには、N（窒素）が含まれるので窒素酸化物を除去する装置が必要ですが、稼働している火力発電所には、先に述べたとおり窒素酸化物の排出を触媒で防ぐ装置が設置されているので、その設備投資に過大な費用はかかりません。現在火力発電の燃料として石炭などに一定割合のアンモニアを混合した燃焼実験等が行われています。近々アンモニアだけを使う火力発電所が稼働すれば、火力発電所による二酸化炭素の増加は防げます。

2 水素

水素は、水を電気分解することにより、製造することができます。そのためにはやはり電気を増産する必要があります。二酸化炭素を出さずに電気を増産する設備を完備されることが水素というクリーンエネルギーを生み出す大前提となります。火力発電をりようするのなら、上記のようにアンモニア発電を普及する努力が必要です。

水素を動力として使うことは、どのような効用があるのかを検討したいと思います。

(1) 燃料電池への利用

現在既に実用化されているものとしては市販の燃料電池自動車があります。燃料電池とは、電力源は水素と酸素(空気)を反応させて発電するだけのコンパクトな設備です(水を電気分解すると水素と酸素が生じますが、その逆に水素と酸素を化合させて電気を発生させるもので、この反応によって生まれるのは水だけです。)。その発電装置を車に搭載して電気自動車のエネルギーに用いる利用がされています。家庭での電気器具のエネルギーとして利用することも可能です。

(2) 内燃機関のエネルギーとしての利用

内燃機関としてのエンジンでの燃焼燃料として水素を用いることも実験的に行われています。内燃機関で燃焼させたとしても、出てくるのは水だけです。いずれも二酸化炭素は発生しません。レーシングカーの水素エンジンとして実用化されています。

それに止まらず、内燃機関を利用すれば現在生産されているエンジンの製造技術を活用できるという副次的効果もあります。したがって現在の工場設備が少しの投資で活用できるのです。しかし、諸手を挙げて喜んでばかりもおられません。電気自動車に必要な部品は現在製造されているガソリン自動車の部品の10分の1程度だそうです。自動車製造に携わっている一次から五次の下請での仕事が激減するか、下請業者は倒産する憂き目にあう可能性まであります。雇用も減少しますから産業構造に大きなダメージを与えかねません。事業と雇用を維持するためには、水素を燃料とする内燃機関、つまりエンジン生産を維持することが不可欠といえるかもしれません。

以上概観してきたように、わが国でも、空気中の二酸化炭素事態の減少や、二酸化炭素発生抑制に向けて、あらゆる分野で努力が続けられているということが分かります。

「気候危機」について

弁護士 原田 彰 好

2023年は世界の平均気温が過去最高を更新したとされ、グレートス国連事務総長は「地球は沸騰化の時代」に入ったと述べたと報じられている。

2023年3月発表の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書 統合報告書の概要は概ね以下のように説明されている(環境省地球環境局ホームページ)。

- ・人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきた1850~1900年を基準とした世界平均気温は2011~2020年に1.1℃の温暖化に達した。
- ・大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、自然と人々に対し広範な影響、損害をもたらしている。
- ・2021年10月までに発表された「国が決定する貢献(NDCs)」によって示唆される2030年の世界全体のGHG排出量では、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高く、温暖化を2℃より低く抑えることが更に困難になる可能性が高い。
- ・温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO2排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- ・この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- ・気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。
- ・温暖化を1.5℃又は2℃に抑えるには、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が必要である。世界の温室効果ガス排出量を2025年までにピークを迎え、世界全体でCO2排出量正味ゼロを、1.5℃に抑える場合は2050年初頭に実現することが必要。

昨年未開催のCOP28では、産業革命前に比し1.5℃目標の達成に向けて2025年までの排出量のピークアウト、野心的な排出削減、再エネ発電容量3倍・省エネ改善率2倍、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の速減加速などを合意したとされている。この席上、岸田首相はスピーチで、2030年までの行動が決定的に重要、2050年温室効果ガスネット・ゼロの達成、経済全体の総量削減目標の設定、2025年までの世界全体の排出量ピークアウトの必要性を訴えたということである。

世界の二酸化炭素排出量は、2020年は約31.4億トン、国別では、排出量の多い順に中国、アメリカ、インド、ロシアと続いて日本は5番目(排出量割合3.2%)に排出量が多い国となっており、これら排出量が多い国は地球温暖化に対し重い責任を担っている(全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ)。

子供・孫達(だけでなくあらゆる生き物)の将来に対し、化石燃料を使用してきた私も重い責任を負っていると思う。私が主権者国民として振る舞うことにより、この国と世界に対し大なり小なりの影響を与えられることができるだろうか。

相続土地国庫帰属制度について

弁護士 成瀬 玲

◎相続土地国庫帰属制度のご紹介

(1) 制度が創られた背景

令和5年4月より、相続土地国庫帰属法が施行され、「相続土地国庫帰属制度」の運用が始まっています。

現在、不動産登記簿（不動産の物的状況や権利関係を公示するために法務局等の登記所に保管されている書類です。）によっても所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明してもその所在が不明で連絡が付かないという土地（これらを所有者不明土地といいます。）が、筆数として土地の24%程度、面積としては九州の土地面積（368ha）を超える410万haにもなっています。所有者不明土地は、例えば公共事業や災害発生後の復旧事業の妨げとなりますし、またその土地を買いたいと思う人が居ても売り手が誰か分からないというのでは容易に買う（売買をする）ことができないなどの不便が生じています。決して、これを放置しておいても構わないという問題ではありません。

このような所有者不明土地が発生する大きな原因の1つが相続です。親の土地を相続したものの、他所に住んで居て、実家の土地には住むつもりはないから相続登記もされないままで、管理もせず放置されてしまい、その結果所有者不明土地が生み出されていくという訳です。自らが望んで取得した土地でもなく、実際に他所に住んでおればこのような状況が発生するのもある意味では当然です。そこで、相続をしたものの不要な土地について、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができるようにしたものが、相続土地国庫帰属制度です。

(2) 申請ができる者（申請権者）について

土地を国庫に帰属させるためには、まず、申請をすることが必要となります。この申請ができる者は、相続又は遺贈により土地の所有権又は共有持分を取得した者等です。ここで注意を要するのは、遺贈により土地を取得した者でも、相続人以外の者が遺贈を受けた場合については、申請をすることができません。相続人以外の者が遺贈を受けた場合、その土地が不要であったならば、遺贈の放棄（民法986条）をしておけば良く、遺贈を受けたというのは、自らが望んでその土地を取得したものといえるからです。

(3) 法務大臣の承認を受ける要件

しかし、申請をすればどのような土地でも承認が受けられるというのではなく、国が管理や処分をするのに大きな労力を要する土地については、承認が得られません。国が管理をするとなれば、その原資は、当然、税金となります。ですから、「どんな土地でも構いませんよ」とはできない訳です。

(ア) 却下要件

次のような土地については、一般的に、通常管理等をするにあたり、大きな負担・

労力を要する土地であるとして、申請は却下され、承認されません。

- ①建物の建っている土地
- ②抵当権などの担保が設定されていたり、地上権などの権利が設定されている土地
- ③通路や他人による使用が予定されている土地（例えば、墓地、境内地、水道用地、ため池として使用されている土地）が含まれる土地
- ④土壌汚染がある土地
- ⑤境界が明らかでない土地や土地の所有権に争いがある土地

(イ) 不承認要件

また、上記の却下要件に該当する土地でなくとも、その土地毎の個別の判断として、国が通常の管理をしたり、処分をするのに大きな負担・労力を要する土地については、不承認となります。

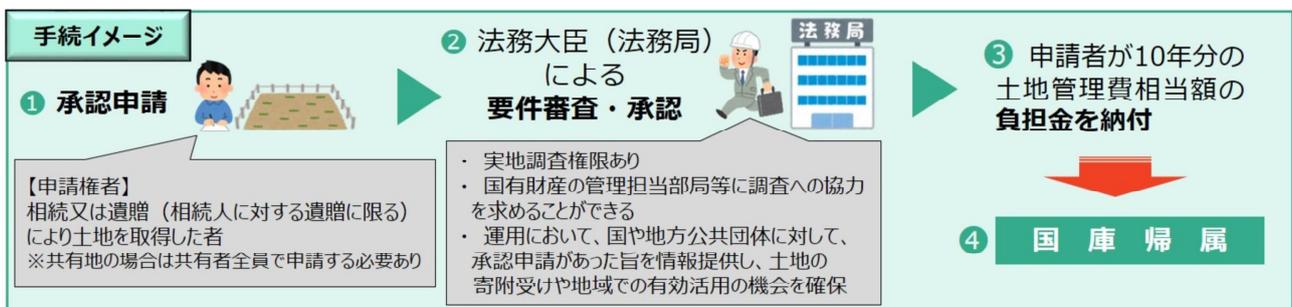
例えば、大きな崖がある土地や、土地上に管理や処分をするのに邪魔になる工作物や樹木などがある土地、地中に除去しなければ管理や処分をすることができない有体物が埋まっている土地などです。

(4) 負担金

このように、却下要件にも、不承認要件にも該当しないとして法務大臣の承認がなされた後には、負担金を納める必要があります。負担金を納めることによりはじめてその土地は晴れて国庫に帰属するということになります。この負担金は、土地の性質に応じた、標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費用相当額ということで、宅地や田畑については、面積にかかわらず、原則として20万円、森林については面積に応じて算定ということになっています。

(5) まとめ

相続土地国庫帰属制度は、承認されて国庫に帰属する土地も限定的となっており、また、承認されても負担金を納めなければならないものですから、土地を不要とする相続人にとってはあまり使い勝手が良いものではないかもしれません。ただ、「国が、個人の不要になった土地を引き取る」という制度は、今まで存在しなかったことからすれば、画期的な制度といえるでしょう。



法務省ホームページ「相続土地国庫帰属制度の概要」から

職場における公正感の重要性について

弁護士 渡邊 真也

1 最近、人事や採用を担当する方々と接する機会において、人手不足や新規採用が難しいとのお話を頻繁にお聞きします。実際、総務省統計局「労働力調査」や厚生労働省「職業安定業務統計」の統計資料からも、新型コロナの影響がありつつも2010年頃を底に人材確保の強い傾向が見受けられ、現在は多くの業種で人手不足感が強くなっている印象です。

とある業界では、以前から競業他社が少しでも高い給与を提示するとすぐに人材が流れて行ってしまうという嘆きのようなお話も耳にします。よくよく考えてみれば、同じ仕事で同じ負荷量であれば、より高い給与を支払ってくれる会社に移ることは極めて合理的な選択です。企業側は少しでも優秀な人材を確保しようとするのであれば、やはり給与という目に見える条件を魅力的なものにする努力が求められるのかもしれませんが。

一方で、この状況を別の観点から見ると、労働者は、他社との処遇の差が浮き彫りになることで、現在の処遇に不満を抱きやすい状況にあるともいえます。しかも、この"不満"は給与に限定されるものではなく、職務内容や職場環境などの処遇にも及びます。

2 私は数年ほど前、大学院で人的資源管理論を専攻し、従業員がどのような場面や環境において不満を抱くのか、また不満を抱いた従業員はどのような行動に出る傾向にあるのかなどを研究したことがあり、そこで"公正感"が重要であることを知りました。

まず、労働者は公正を感じられないと不満を抱きます。ここでいう公正とは、簡単にいえばインプット（会社への貢献）とアウトプット（評価や報酬など）のバランスです。つまり、労働者は、貢献に比して報酬が少ないと感じると、公正性に不満を抱きます。

では、公正感に不満を抱く従業員はどのような行動に出るのかということ、1つは転職という選択があります。貢献に対してより大きな報酬が提供される組織に移れば公正に対する不満は解消するでしょう。また、転職以外の方法では、反組織的行動に出ることが考えられます。反組織的行動とは、組織に対する反逆行動であり、例えば怠業や同僚らへのいじめ・嫌がらせ、或いは横領などの犯罪行為などに及ぶことをいいます。公正感に不満があると、わざとサボる、つまり貢献を減らすことで、報酬とのバランスをとろうとしたり、会社の備品を盗んだり横領することで、不足を感じる報酬への埋め合わせをしようとするほか、同僚らへいじめ・嫌がらせ行為に及ぶことでもバランスを取ろうとします。いずれも、公正感を確保しようとする労働者にとって、ある意味で合理的な対応なのでしょう。ここから、公正感に不満を持つ従業員が増えることで、職場が荒れやすくなるということが指摘できます。

また、最近では、いじめ・嫌がらせを含むパワハラに関するトラブルが増加しています。都道府県労働局の労働相談でも、いじめ・嫌がらせに関する相談が一貫して増加しています。その内容は多岐にわたり、通称パワハラ防止法といわれる労働施策総合推進法というパワハラの定義に当てはまらないものまでもパワハラと称してトラブルになっている印象です。私は、こ

のパワハラを含めた職場におけるトラブルの増加傾向には、公正感に不満を抱く労働者が増加していることが関係しているのではないかと考えています。

3 このような問題意識を踏まえて、大学院では、従業員がいじめ・嫌がらせを知覚したり、反組織的行動に及ぶ要因として、職場環境要因と従業員のパーソナリティ要因のいずれがどの程度影響するのかを調査しました。

まず、職場環境要因としては、忙しい職場、暇な職場、或いは指揮命令系統が曖昧な職場（責任の所在が曖昧な職場）や仕事の意義が明確でない職場などを設定しました。また、パーソナリティ要因としては、賞賛欲求が強い傾向、有能感が強い傾向、或いは拒否回避傾向（周囲から拒絶されることを回避する傾向）などを設定しました。このような職場環境要因やパーソナリティ要因が、いじめ・嫌がらせの知覚や反組織的行動にどの程度影響するのかを、アンケート調査を用いて定量分析しました。

分析結果をごく簡単に紹介しますと、仕事の意義が明確でない職場では、怠業や対人的逸脱（悪口や口論などの対人的攻撃）が誘発されやすく、忙しい職場や、指揮命令系統が曖昧な職場（責任の所在が曖昧な職場）では、口論や対人的非難などの対人トラブルが知覚されやすいとの傾向が見出されました。忙しい職場では、つい声を荒げてしまったりすることは容易に想像できますし、責任の所在が曖昧な職場では、責任の押し付け合いが行われやすく、そこから同僚らとの間で口論や非難の応酬が誘発されやすいのかもしれない。

また、自分の仕事に意義を見出せない環境に置かれた従業員は、自分が重要な仕事を任されておらず、職場から排除されている、つまり疎外感を感じやすいだけでなく、モチベーションの低下から怠業しやすいという結果も示されました。

パーソナリティ要因では、賞賛欲求が強かったり、有能感が強い性格の従業員は、いじめ・嫌がらせを受けたと感じやすい一方、拒否回避傾向にある人は、逆にいじめ・嫌がらせを知覚しにくいとの傾向が示されました。

賞賛欲求が強い従業員は、その欲求の強さの半面、ネガティブな評価にも敏感になり、欲求と評価との乖離を不当な扱いと認識し、いじめ・嫌がらせを知覚しやすいのかもしれない。有能感が強い従業員は「自分以外はみんなバカ」というような態度が同僚らから疎まれやすく、それがいじめ・嫌がらせの知覚につながっている可能性が考えられます。

その一方で、周囲から拒絶されることを恐れる傾向にある人は、否定されたくないとの心理が強く働く結果、いじめ・嫌がらせの被害感情が起きにくいのかもかもしれません。

4 これらは調査結果のごく一部ですが、調査は想定していた以上に興味深い結果が示されました。パワハラに関しては、どこまでがセーフでどこからアウトなのかという議論がしばしばなされます。しかし、そのような議論は無意味とまでは言わないまでも、あまり生産性のある議論ではないと私個人は考えています。そのような議論よりも重要なのは、職場のトラブルの根底にある要因を明らかにし、その要因をいかに排除し、或いは低減していくかを考えていくことにあると思います。このような努力が従業員の公正感の確保につながり、職場トラブルの予防だけでなく、人材確保や定着につながっていくのではないかと思います。

破産手続を利用した事業譲渡

弁護士 鈴木 亮 平

1 先日、破産手続を利用して事業譲渡を行った案件に携わりましたので、ここで破産手続を利用した事業譲渡についてご紹介したいと思います。

2 法人の破産手続は、通常、事業の廃止を伴いますが、事業の廃止により、債権者は債権回収が不能となり、従業員は職を失い、当該事業の規模や内容等によっては消費者の生活にも影響を及ぼすなど、様々な経済的・社会的混乱を生じさせます。

事業譲渡は、このような混乱を最小限にとどめるため事業再生手段の一つであり、事業に必要な資産・負債・契約関係などを特定して、必要なものだけ（不要なものを除外して）承継でき、また、債権者の同意が不要であるといった点から、事業再生の局面で利用されることが多い手段といえます。

3 破産手続を利用して事業譲渡を行う場合、事業譲渡を破産申立て「前」と「後」のいずれで行うかを検討することが極めて重要であり、それぞれにメリット・デメリットがあります。

申立て「前」に行う場合には、事業価値を維持したまま事業譲渡ができるというメリットがある一方で、株主総会決議が必要となり、また、後の破産手続において破産管財人に否認（譲渡対価の値上げや契約解除）される可能性があるというデメリットがあります。他方、申立て「後」に行う場合は、破産管財人の関与の下で実行されるため、否認リスクは回避できるというメリットがありますが、破産申立てや破産手続開始決定によって事業価値が急速に劣化してしまうというデメリットがあります。申立代理人としては、これらを踏まえて、事業譲渡をいつ行うべきか検討します。

4 私が携わった案件では、破産申立て「後」に事業譲渡を行うことを選択しました。

この場合、なるべく事業価値が劣化しないよう破産申立て後にできる限り迅速に事業譲渡を実行してもらうことが重要となります。破産手続中での事業譲渡を行う場合には裁判所の許可が必要となるため、申立人の立場としては破産申立てと同時に裁判所に破産手続開始決定及び事業譲渡許可を出してもらうことが理想となります。そのためには事前に裁判所に事業譲渡案を十分に説明しておくことが必要となります。そのほか事業譲渡を実行してもらう破産管財人（破産手続開始決定前なので「候補者」となります。）への説明のほか、事業譲渡後に当該事業が抜け殻状態になってしまえば事業譲渡をする意味が無くなってしまうため、取引先や従業員等への説明も十分に行っておく必要があります。

私が携わった案件では、依頼を受けてから破産申立てまでの約3週間の間に上記手続きを全て行い、無事、破産申立てと同時に、裁判所に破産手続開始決定及び事業譲渡許可を出してもらうことができました。そして、現在も譲受人によって当該事業が継続されています。

5 債務超過等により破産するほかない場合であっても、事業継続の可能性がある場合には、「事業譲渡」を検討されてみるのはいかがでしょうか。

日帰り登山のすすめ

弁護士 間瀬 大輝

私の趣味である登山のうち、低山（1000m前後）の日帰り登山について述べます。

1 準備（当日の忘れ物対策のため、必ず前日までに行う）

登山用のザック30L程度に必要な装備を詰め込みます（パッキング）。ポリエステルやウールの服、防寒着、レインウェア、替え下着、タオル、ゲーター、手袋、ザックカバー、ヘッドランプ、テーピングテープ・ばんそうこう、行動食（甘い物、しょっぱいもの両方。お菓子、菓子パン、おにぎりなど最低でも1500kcal）、水・お茶・スポーツドリンク（最低1～1.5L。夏は2L）、モバイルバッテリー、日焼け止め、サングラス、帽子、地図、コンパス等です。

装備はスタッフバッグと呼ばれる円筒形のツルツルした生地の袋に入れて整理します。4L、6L、10Lあたりが3～4つあると便利。濡らしてはいけないものは、防水バッグに。

紙の地図（地形図は「ヤマケイオンライン」等で印刷可能。「山と高原地図」も便利）と、登山アプリ（「ヤマレコ」「ヤママップ」等。登山届もオンラインで提出できるので、提出しておきます。）の地図を準備します。設定コースタイムは5～6時間以内にとどめておきましょう。天気予報（「てんきとくらす」など）も確認しておきます。

2 当日

遅くとも7時までには登山口に着くように。靴擦れ対策のテーピングを足指やかかとに、日焼け止めを耳、鼻、首中心に塗ります。靴ひもは登りは緩め、下りはきつめに締めます。歩き方ですが、呼吸が楽なペースで歩きます。歩幅を小さく、足裏全体を地面や岩に乗せることで、靴のグリップ力を活かします。目安としては45分～1時間歩いたら3～5分程休憩して、水分と行動食をとりましょう。登山道は標識の他、木の枝にリボンやテープが巻いてあったり、岩に赤ペンキで○、×、→などが描いてあったりするのを目印にします。標識があれば一番信頼できます。急斜面では、木や岩を手で掴んで登り下りします。

標高1000m上ると気温は0.6度下がり、風によって体感温度はさらに下がります。

山は日が落ちるのが早く、基本的に午後になると雲が出てきて、風が強くなる傾向にあるので、14時～15時までには下山を完了します。登りよりも下りの方が道に迷いやすく、間違っただりつづけると急斜面、崖、谷底、滝になるので、登り返しましょう。

下山が完了したら、緊急連絡先に下山報告をします。温泉に入るのも楽しいです。疲労回復、筋肉痛の軽減にはもってこいです。

3 何で山なんか行くの？

自然の風景、きれいな花、鳥の声や風で枝や葉がこすれる音、動物、トレーニング、食事、温泉、お土産、SNSに投稿、達成感などいろいろ楽しみがありますが、とにかく楽しみを感じるために思い切って一度行ってみましょう。

知的財産一口メモ (18)

よく知られた商品をまねると…

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 BAO BAO ISSEI MIYAKE

有名なファッションデザイナーのイッセイミヤケのハンドバッグやトートバッグに、BAO BAO ISSEI MIYAKE というブランドのシリーズがある。シリーズ商品の1例が右の写真のようなものである。ところが、これに類似した形態のバッグ等を販売している業者があったので、上記ブランドシリーズを販売する株式会社イッセイミヤケが原告となり、類似品販売業者を被告として被告製品の販売差止



及び損害賠償を請求する訴訟を提起した（東京地方裁判所平成29年（ワ）第31572号、令和元年6月18日判決）。請求の根拠は不正競争防止法2条1項1号によるもので、

ア 本ブランドの商品の形態は原告商品として広く知れわたっている（特別顕著性・周知性）。

イ 被告は原告商品と形態が類似している被告商品を販売している（類似性）。

ウ 被告の上記イの行為は被告商品を原告商品と混同を生じさせている（混同）。

というものである。

2 本ブランド商品の形態の特徴

訴訟では、両商品の類似性や混同の有無を判断するために、原告商品の形態の特徴を明らかにする必要があるが、裁判所の認定した商品形態は次の3つのデザイン的特徴を全て備えた鞆というものであった。

① 中に入れる荷物の形状に応じて、鞆の構成部分であるピースの境界部分が折れ曲がることにより様々な角度が付き、荷物に合わせて鞆の外観が立体的に変形する（以下「本件特徴①」という。）。

② 上記①の外観を持たせるため、鞆の生地に無地のメッシュ生地又は柔らかい織物生地を使用し（以下「本件特徴②」という。）

③ 一定程度の硬質な質感を有する相当多数の三角形のピースを、タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置する（以下「本件特徴③」という。）。

3 被告商品の形態

被告製品の形態の1例は右の写真のとおりである。両商品のデザインを比べてみると、原告商品では、「直角二等辺三角形のピース1種類を規則的・連続的に配置（被告主張）」しているのに対し、被告商品では「ふぞろいな複数種類の三角形・四角形のピースを不規則的・非連続的に配置する（被告主張）」という違いが見える。そこで被告は原告商品の特徴③について裁判所の指摘に対抗して、原告の主張



する周知性も直角二等辺三角形のピース1種類を規則的・連続的に配置している商品についてだけ認められるとか、類似性が認められないとか主張した。

4 裁判所の判断

裁判所は、以下のように被告の上記の主張をすべて排斥して、原告の請求を認め、被告に対し、被告商品の販売等の差止めと原告に対する7000万円余りの損害賠償を命じた。

ア 特別顕著性・周知性

多くのファッション雑誌や新聞、さらにはWebサイトにおいて明らかにされたように、メッシュ生地又は柔らかな織物生地に、相当多数の硬質な三角形のピースが、2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて敷き詰めるように配置されることにより、中に入れる荷物の形状に応じてピースに覆われた表面が基本的にピースの形を保った状態で様々な角度に折れ曲がり、立体的で変化のある形状を作り出すもので、原告商品の形態は従来の女性用の鞆等の形態とは明らかに異なる特徴を有していたといえ、特別顕著性が認められる。

また、需要者の評判、マスメディアにおける広告や掲載記事などにより、原告商品はこのような顕著な特徴を有するものとして原告の商品であることが広く認識されていることが明らかである。

イ 類似性・混同のおそれ

需要者はツイッターなどにおいて、しばしば、原告商品ではない類似品を見て、原告商品そっくりであると述べており、両者はピースの形状が異なっているとはいえ、需要者は、原告商品の形態を荷物を入れた状態で観察するところ、その状態では、原告商品の表面には凹凸が生じており、原告商品の表面に直角二等辺三角形のピースが規則的に並べられているという点よりも、ピースの継ぎ目が折れ曲り、鞆の表面に、様々な角度に傾いた相当多数の三角形を面とした多様な立体形状が現れる点が、需要者に強い印象を与えるということができる。このような表面に凹凸が生じた状態においては、同じ直角二等辺三角形であっても、傾きによって様々な大きさ及び角度の三角形に見えることに加え、継ぎ目が不規則に折れ曲がるため、ピースが規則的に並べられているか否かは需要者に強い印象を与えないといえる。したがって、原告商品の形態と被告商品の形態は、全体として類似するということができる。

また、原告商品が原告の出所を示すものとして需要者に広く認識されていることからすると、被告商品に接した需要者は被告商品の形態が原告の出所を表示するものと認識するといえる。したがって、被告商品の形態は、原告商品と出所の混同を生じさせるものであると認められる。

5 終わりに

不正競争防止法は、他人の事業にただ乗りすることを不正競争行為として禁じています。競業者の商品の形態等をまねることはそもそも好ましいことではありませんが、やむを得ずまねざるをえない場合に、多少の相違点を設けただけで安心することはできません。専門家に相談の上リスクがないように十分に対応する必要があります。

易しいマジックアラカルト15

エレベータ・リング

弁護士・弁理士 相羽 洋一
 (名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

- ・ **現象** ロープに通したリングがエレベータのように上がっていった一瞬にしてロープから抜ける。
- ・ **用具・準備** ロープ (太さ5ミリ前後でやや固めのもの1m以上) 1本、リング (直径3センチ以上のカードリング) 1個。準備なし。
- ・ **演技** ① [改め] ロープとリングに仕掛けのないことをよく改め、リングをロープに通してロープの両端を合わせて二つ折りにし、両端から5、6センチくらいのところを左手に持ってリングをぶら下げる (ロープが交差しないよう注意)。
 ② [リングを引掛ける] 右掌を上に向けリングを下から右手親指と人差指で挟み (親指が右側)、これを右方から持ち上げて (図1)、左手の先の右側のロープの端に右親指の側からリングを掛ける (図2)。この時ロープをねじったり、交差させたりしないように注意する (リングが掛かった左手の右側のロープが他方と交差することなく掛けられたリングの左側になっている。)
 ③ [上下転換] 右手を下げ、四つ折りのロープの一番下 (図2の△部分) の2本のロープを右手親指人差指を輪のようにして持ち、両手を反時計回りに回して右手を上にし、左手をロープから放す (図3。ロープの一端がリングに差込まれたままである。)
 ④ [エレベータ] 左手でロープの両端を持ち、右手指の輪でロープを滑らせるようにして、左手でロープを下方に引くと、リングがエレベータのように上昇する (図4)。
 ⑤ [リングを抜く] リングが上昇し、右手の指に当たったら、右手の親指・人差指・中指でロープの折れ目とそれが掛かっているリングの部分をつまみ (図5)、ロープの折れ目とリングを一緒につまんだまま直ぐに右手首を時計回りに90度ほど回転させて (リングが右手の斜め上になる。)、リングの下部をリングがロープにくっついた状態で右手で持つ。客にはまだリングにロープが通っているように見える。左手でロープの右手の下10cmくらいを持ち、リングに息を吹きかけて右手を右方に引きながらロープを放すと、リングがロープから抜けたように見える。

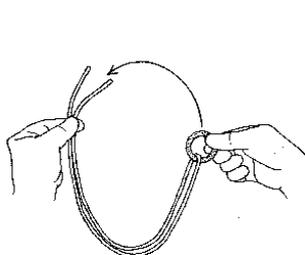


図1

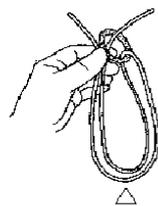


図2

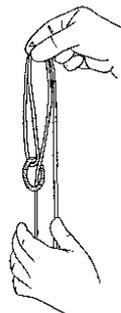


図3

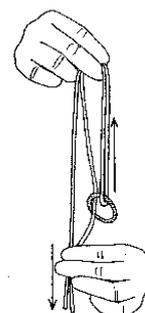


図4

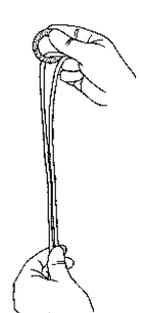


図5

